

平成17年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

【目次】

1 平成17年度の納付状況等について	
(1) 公的年金制度全体の状況	1
(2) 国民年金保険料の納付状況	3
2 平成17年度の取組と総括について	11
3 平成18年度の収納対策について	
(1) 平成18年度の収納対策の主な内容	17
(2) 平成18年度前半の納付状況等	18
(3) 今後の新たな取組	20
(4) 今回の不適正事案を踏まえた対応	24

平成18年9月
社会保険庁

1 平成17年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

○ 未納者（平成17年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約374万人、
未加入者は約27万人。
公的年金加入対象者全体でみると、約94%の者が保険料を納付（免除を含む。）。

※ 未納者と未加入者を合わせた約401万人は、公的年金加入対象者数の5.7%。

《公的年金加入者の状況（平成17年度末）》

（7,076万人）

公的年金加入者 (7,049万人)					
第1号被保険者 (注1) 2,190万人		第2号被保険者 (3,766万人)			(注1) 第3号被保険者 1,092万人
↑	免除者328万人 特例者・猶予者 210万人	保険料納付者	厚生年金保険 (注1) 3,302万人	共済組合 464万人 (注4)	
未納者 374万人 (注3)	第1号未加入者 27万人	401万人			

(注2)

(注)1 平成18年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(33万人)を含めて計上している。

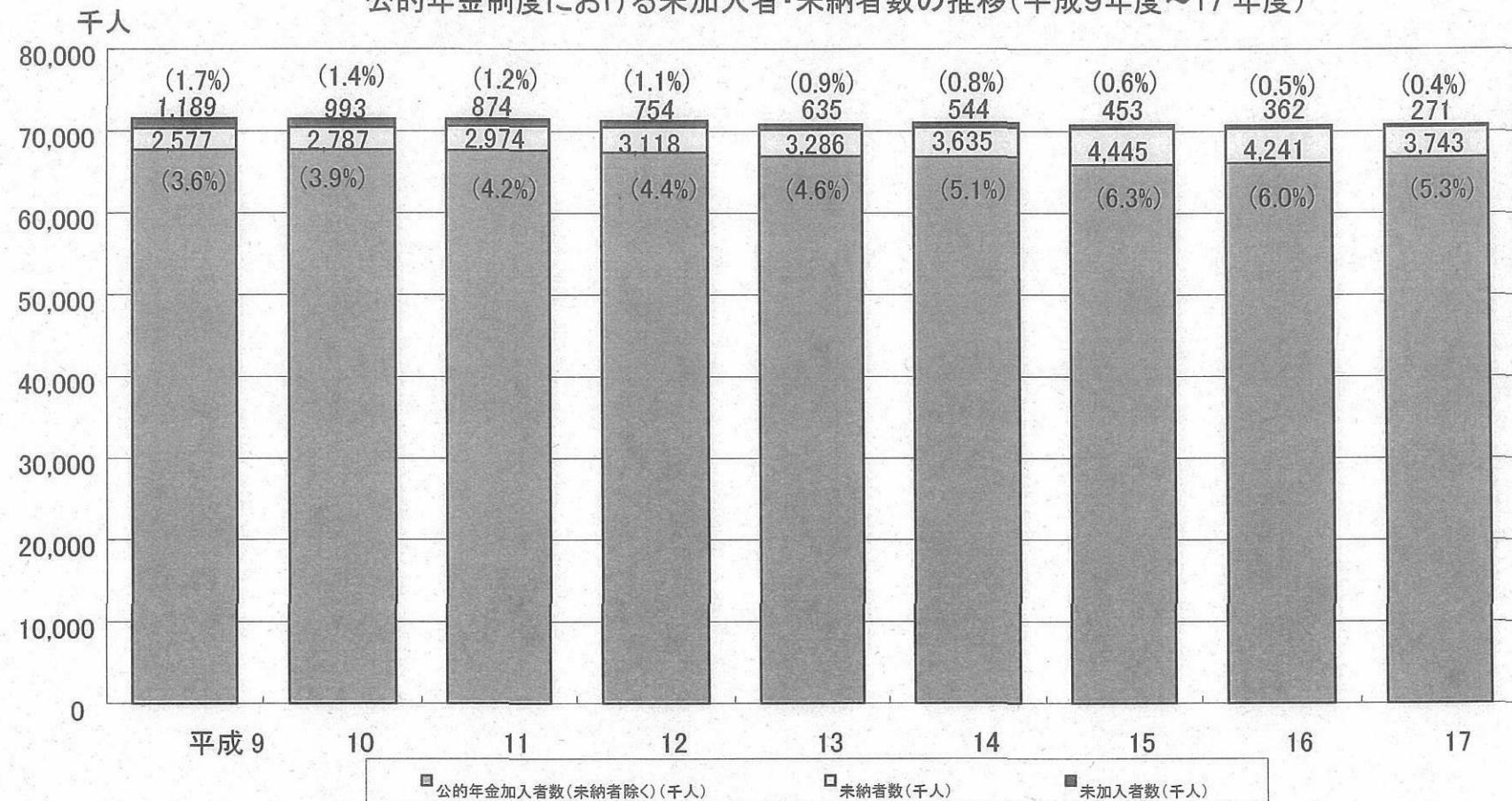
2 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型接分した推計値。

3 未納者とは、24か月(16年4月～18年3月)の保険料が未納となっている者。

4 平成17年3月末現在。

5 ()内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移(平成9年度～17年度)



注1)未納者とは、過去24ヶ月の保険料が未納となっている者である。

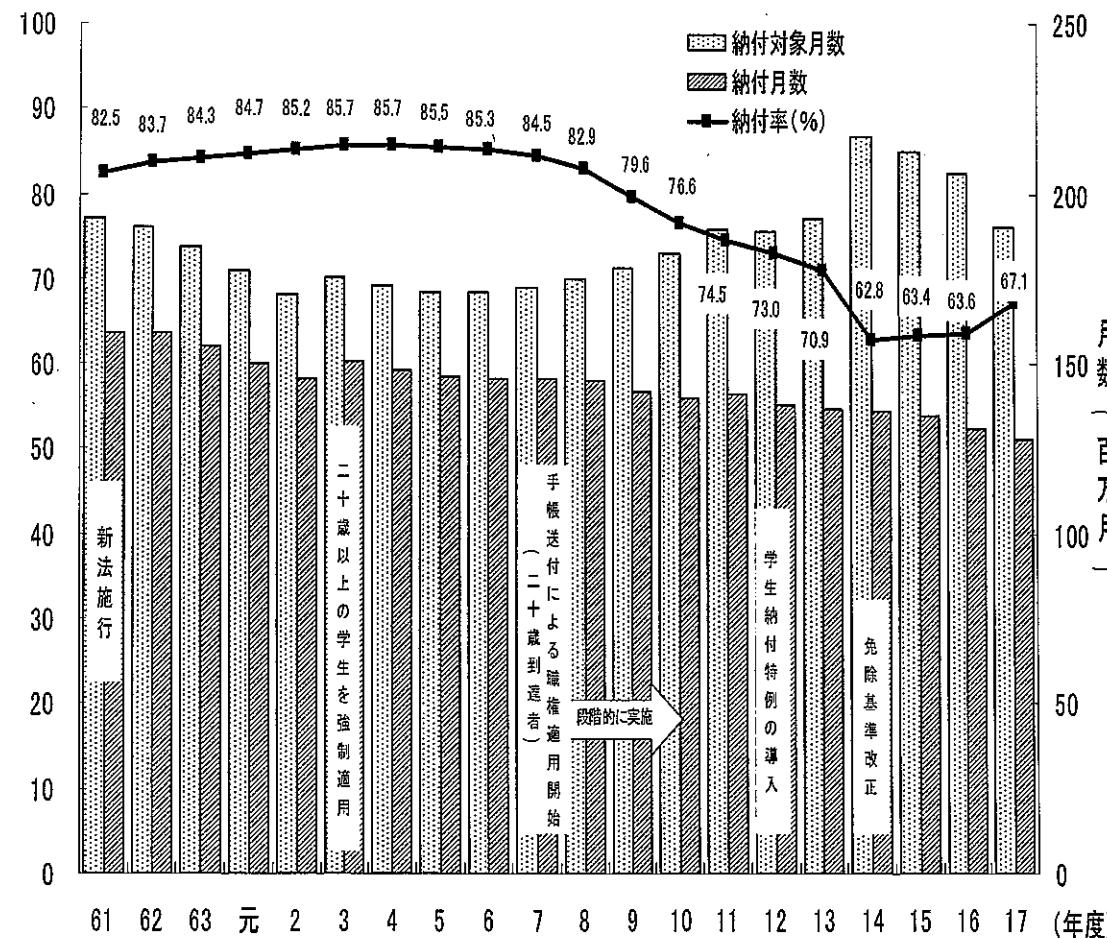
注2)平成17年度の未納者数は、今般の不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注3)平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型推定したもの。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成17年度の国民年金保険料の納付率等について

～ 納付率は下げ止まりから反転へ～



平成17年度の納付率は、67.1%
(対前年比+3.5%)

* 免除等の不適正処理分の影響=△0.7%を除いたもの

$$\text{納付率} (\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

納付率の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度
14年度分保険料	62.8%	65.4%	66.9%	
15年度分保険料		63.4%	65.6%	67.4%
16年度分保険料			63.6%	66.3%
17年度分保険料				67.1%

※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付
(目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率(80%)を設定。

16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

① 納付率

- 平成17年度の現年度分(17年4月~18年3月分)の納付率(不適正処理の取消後)は、67.1% (対前年同期比+3.5%)。
- 国民年金法令の規定等に反する手続による不適正処理の取消後の納付率を集計したものである。今般の不適正処理の取消前の納付率は67.8%であり、不適正処理分の影響は納付率ベースで△0.7%であった。

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成16年度 (対前年同期)	13,111万月 (△2.8%)	20,613万月 (△3.1%)	63.6% (+0.2%)
平成17年度 (対前年同期)	12,793万月 (△2.4%)	19,060万月 (△7.5%)	67.1% (+3.5%)

② 納付月数

平成17年度中に納付された保険料のうち、現年度に係る分は、前年度比318万月(2.4%)の減少となつたが、過年度分にかかる分は、前年度比81万月(7.3%)の増加となり、過年度分を含む納付月数全体では、前年度を237万月(1.7%)下回った。

【単位：万月】

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	対前年度比
総納付月数	14,458	14,337	14,539	14,218	13,981	△1.7%
現年度納付月数	13,673	13,627	13,492	13,111	12,793	△2.4%
過年度納付月数	786	710	1,047	1,107	1,188	7.3%
前年度分	485	458	738	647	693	7.2%
前々年度分	301	252	309	461	495	7.4%

③ 納付対象月数

現年度分に係る納付対象月数は、平成15年度以降減少を続け、平成17年度については、前年度比1,553万月(7.5%)の減少となつた。

【単位：万月】

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	対前年度比
納付対象月数	19,285	21,712	21,276	20,613	19,060	△7.5%

- 納付対象者数が大きく減少している中で、納付月数の減少は比較的少なく、実質的に増加していると言える。

	納付対象者数	納付月数
平成16年度末	1,759万人	13,111万月
平成17年度末	1,652万人 (△6.1%)	12,793万月 (△2.4%)

④ 目標納付率との関係

- 平成17年度の現年度納付率は、目標納付率69.5%に、2.4ポイント及ばなかった。
- 一方、17年度の納付率改善幅については、単年度の目標改善幅に0.3ポイント差まで近づく結果となった

17年度納付率 (①)	17年度目標納付率 (②)	目標との差 (①-②)	17年度納付率 改善幅(③)	17年度単年度 目標改善幅(④)	目標との差 (③-④)
67.1%	69.5%	△2.4%	3.5%	3.8%	△0.3%

《目標納付率とは》

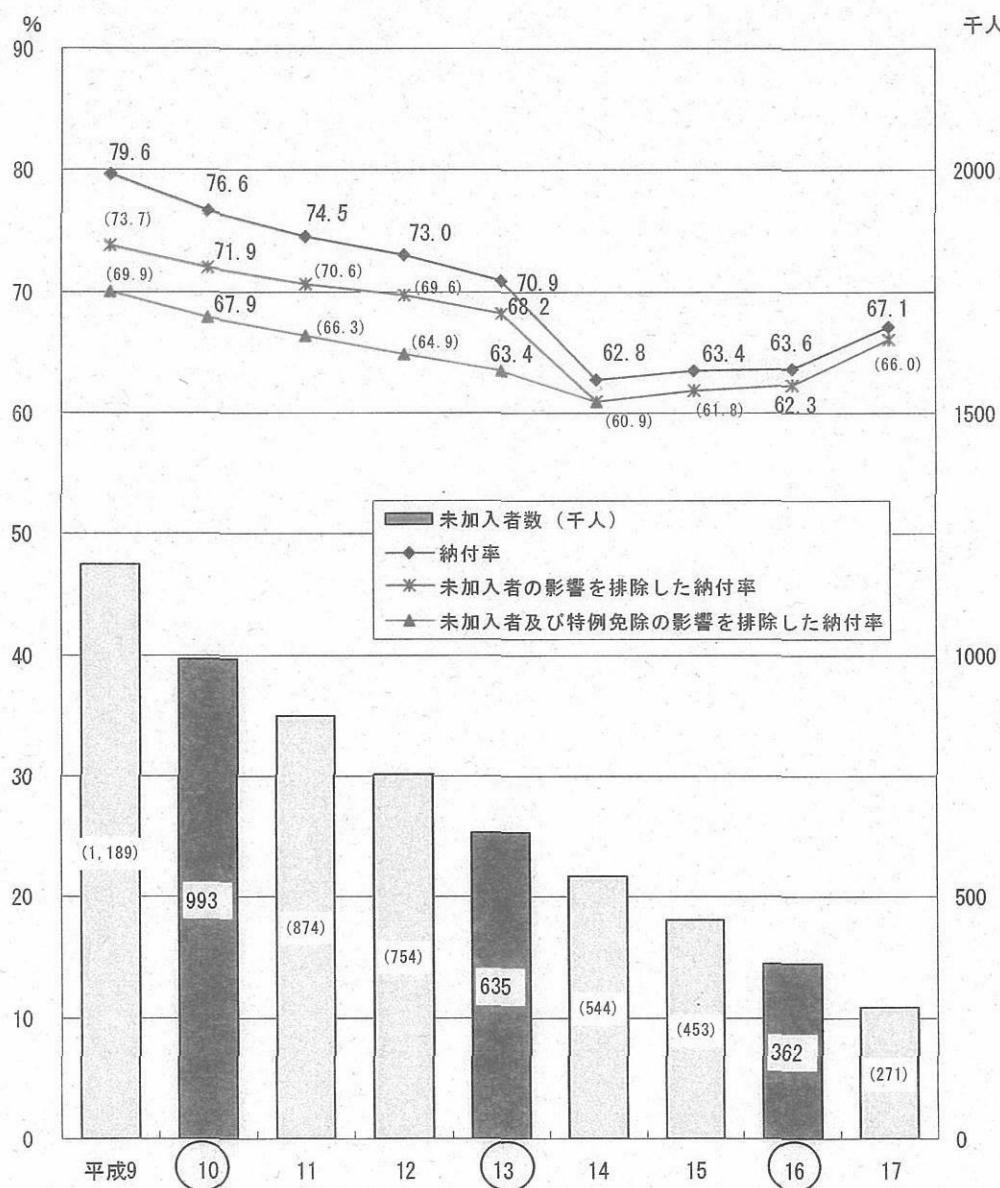
平成15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率として80%を設定。
平成16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

〔80%とは・・・20歳到達者に対する職権適用がほぼ完全実施された「平成9年度の納付実績値(79.6%)」を当面の目標値として設定。〕

(目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7% (実績) 63.6%	69.5% (実績) 67.1%	74.5%	80.0%

⑤ 国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析



(注)平成10、13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。

他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線形に按分したもの。

- ① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

- ② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

- ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

- 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → 73.7%

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → 69.9%

⑥ 納付状況の要因分析

平成17年度の納付率は、前年度から3.5ポイント上昇しているが、その要因をみると次のとおり。

○若年者納付猶予制度導入（法律改正事項）による影響

・・・・・約1.1%上昇

○申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及（法律改正事項）による影響

・・・・・約0.7%上昇

○保険料の納付が困難な者に対する免除申請勧奨による影響

・・・・・約1.5%上昇

○第1号被保険者の人口構成の変化による影響

・・・・・約0.2%上昇

⑦ 事務局・事務所別納付状況

《目標納付率達成状況：目標納付率を達成した事務局・事務所》

	16年度		17年度
	目標達成数	目標達成数	目標達成事務局・事務所
社会保険事務局	0	10	福井、山梨、奈良、和歌山、鳥取、広島、徳島、香川、愛媛、福岡 (参考) 17年度の単年度の改善幅目標を達成した事務局は32事務局
社会保険事務所	11	71	全事務所の22.8%

《納付率の状況》

(納付率の高い上位3事務局)

	17年度	
	納付率	対前年度改善幅
1	島根 80.0%	福岡 +7.3%
2	新潟 79.6%	山梨 +6.0%
3	長野 78.1%	高知 +6.0%

(納付率の高い上位3事務所)

	17年度	
	納付率	対前年度改善幅
1	麹町(東京) 90.4%	白河(福島) +12.1%
2	六日町(新潟) 87.4%	難波(大阪) +10.5%
3	高山(岐阜) 86.8%	小倉北(福岡) +8.5%

《被保険者が減少している中で納付月数が増加した事務所（納付率改善幅順）》

		納付月数(月)			被保険者数(人)			納付率改善幅順
		16年度	17年度	改善幅	16年度	17年度	増減	
1	白河(福島)	153,305	163,176	9,871	26,163	25,862	-301	1
2	甲府(山梨)	399,880	401,161	1,281	64,450	63,265	-1,185	17
3	大手前(大阪)	162,756	163,455	699	37,504	37,047	-457	59

上記のほか、奄美大島(鹿児島)、文京(東京)、渋谷(東京)、横浜中(神奈川)、京橋(東京)が該当。

《収納対策の成果》

1. 白河社会保険事務所（福島事務局）の取組

未納者に対して独自の催告状を送付し、未納者の属性別に徹底的な事後フォローを行い、社会保険事務所別全国第1位の改善幅（12.1%）を達成。

- ① 未納者に対して来所を促す催告状を送付
- ② 接触できた方には制度説明（対応マニュアルを作成）
 - ・負担能力がある方 → 納付（口座振替申出書受理）
 - ・負担能力がない方 → 免除（申請書提出）
- ③ 接触できなかった方には
 - ・電話、戸別訪問の実施
 - ・再度の催告状の送付
- ④ 負担能力がありながら納付に応じない方には
強制徴収の実施

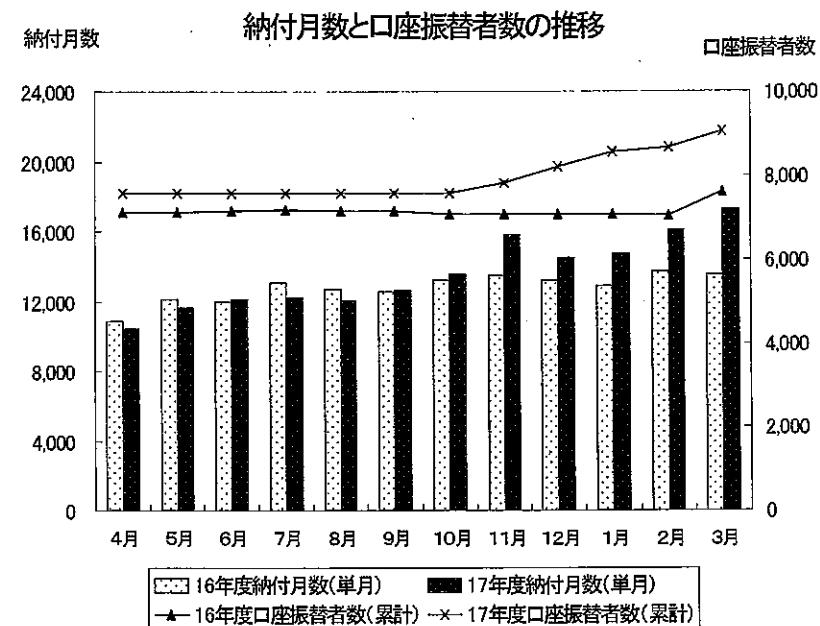
2. 福岡社会保険事務局の取組

所得階層に応じた収納対策の徹底と、進捗管理の徹底により社会保険事務局別全国第1位の改善幅（7.3%）を達成。

- ① 所得情報により、未納者を所得階層別に分類し、強制徴収と免除勧奨を徹底して実施。
- ② 所長が日々で進捗管理し、進捗状況を見ながら新たな対策を実施。職員の努力を結果に結びつけることに成功。

強制徴収実施状況（平成17年度着手分）平成18年3月末

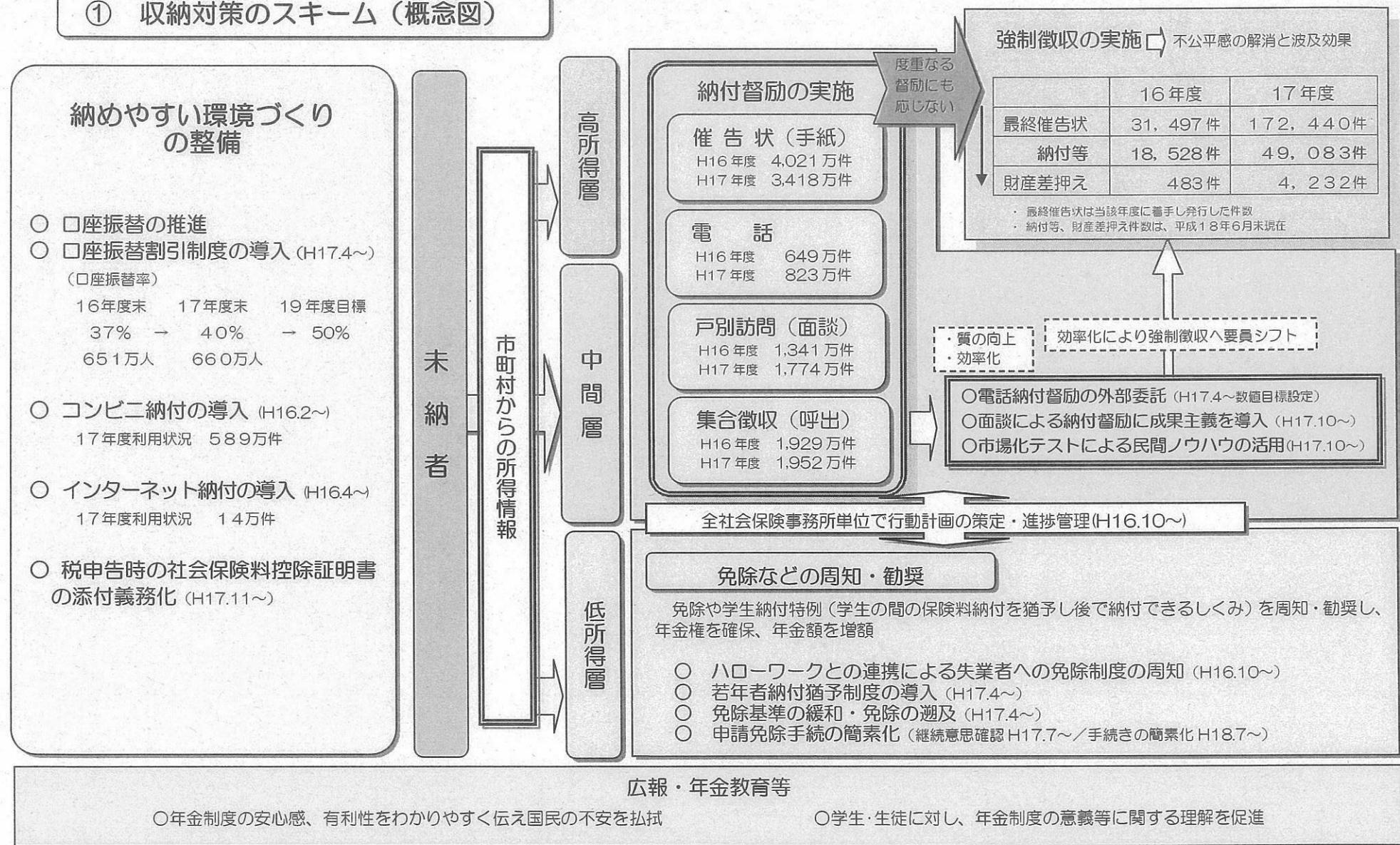
	①最終催告状 送付件数	督促状		差押え実施件数	
		②送付件数	②/①	③執行件数	③/①
福岡事務局	3,001	1,479	49.3%	275	9.2%
全国計	172,440	36,398	21.1%	2,697	1.6%



※ 独自の催告状を送付した11月から
納付月数、口座振替者数が大幅に上昇

2 平成17年度の取組と総括について

① 収納対策のスキーム（概念図）



② 行動計画に基づく平成17年度の取組結果

平成17年度の行動計画（改訂版）における取組結果については次のとおり。

《納付督促活動》

	①17年度目標件数 ※	②17年度の実施結果	達成率(②÷①)
電話納付督促	823万件	823万件	100.0%
戸別訪問督促	1,718万件	1,774万件	103.3%
催告状	3,965万件	3,418万件	86.2%
集合徴収	2,004万件	1,952万件	97.4%
口座振替勧奨	556万件	543万件	97.7%

※市場化テスト実施事務所は納付督促を行わないことから対象となっていない。

《免除等勧奨》

	①17年度目標件数	②17年度の実施結果 ※	達成率(②÷①)
全額申請免除	246万件	291万件	118.3%
学生納付特例 若年者納付猶予	247万件	240万件 〔 学生納付特例 177万件 若年者納付猶予 63万件 〕	97.2%

※不適正な処理分を除いた実施結果である。

《強制徴収》

	①17年度目標件数	②17年度の実施結果	達成率(②÷①)
最終催告状発行	14万件	17万件	122.8%

③ 強化指定事務局の納付状況

平成17年度における収納対策強化社会保険事務局として、以下の10事務局を指定し、管下事務所の対策強化と本庁からの指導・支援を展開。

ア 平成17年度の収納対策強化事務局

- ⇒ 山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、愛知、長崎の10事務局
- ※ 指定10事務局管内の事務所は72箇所

【選定の考え方】

平成16年度における都道府県の納付率（現年度分）が、全国の納付率に及ぼした△影響度が大きい10事務局

イ 本庁支援の内容

- 新たに指定事務局ごとの専任指導責任者を設置することで本庁の責任体制を明確化
- 従来、隔月開催していた本庁・指定事務局間の対策会議を毎月実施(地元開催時(2月に1回)には本庁から専任指導者が出席)とし、迅速かつきめ細かい進捗管理と指導体制を措置
- 要因分析を踏まえた効果的な対策の実施に向けた助言・指導等

ウ 取組結果

- 指定10事務局全てにおいて前年度の納付率を上回った。(指定事務局全体として、対前年度比+3.0%改善)
- なお、目標納付率の達成には至らなかったが、7事務局については17年度の単年度の改善幅目標を達成した。(未達成事務局は、埼玉、神奈川、長崎)
- 強化指定を受けたことにより、職員の意識改革が進み、夜間・休日の納付督励に積極的に取り組む等一定の効果が発揮されている。

④ 具体的な取組結果の概要

所得情報の活用

国民年金保険料の未納者に係る所得情報は、強制徴収や免除等勧奨を行う上で必須の情報であり、必要な時期までに必要な量を確保することが、収納対策を進める上で極めて重要。

平成17年度(18年6月末現在)において所得情報の提供を受けた市町村数は、全市町村の98.8%であるが、提供件数は必要件数の70.2%に止まった。

免除等勧奨の推進

市町村から提供を受けた所得情報を活用し、免除または若年者納付猶予の基準に該当すると考えられる未納者に対して、制度の周知を行うとともに、申請手続の勧奨を行うことにより、年金受給権の確保に努めた。

なお、今般の免除等に係る不適正な事務処理については、被保険者からの申請がないにもかかわらず免除等の承認を行っていたものであり、再発防止策を講じるとともに適正な事務処理の徹底を図る。

強制徴収の拡充

保険料の負担能力がありながら、世代間連帯の下の納付義務を果たさず、他の被保険者の納付意欲に悪影響を与える可能性のある滞納者について、平成16年度(3万件)の5倍を超える172,440人に対して最終催告状を発行し、そのうち納付に応じない43,915人に対して督促状を発行し、4,232人に対して差押えを執行している。(平成18年6月末現在)

市場化テストの導入

平成17年10月より、5箇所の社会保険事務所(対象被保険者数47万人:全被保険者の2%)を対象として、国民年金保険料の納付督励業務(強制徴収や免除等勧奨を除く。)等を包括的に民間委託する市場化テストモデル事業を開始した。

口座振替納付の利用促進

平成17年4月より、口座振替による早期納付を行うことにより保険料の割引が適用される「口座振替割引制度」を導入。

この割引制度の周知と利用勧奨を行ったことにより、確実で安定した保険料収納を確保できる口座振替納付者は660万人（対前年度9万人増）となり、口座振替率は40.2%（対前年度3.2%増）となった。

コンビニ・電子納付の利用促進

平成17年度のコンビニでの保険料納付の利用件数は589万件（対前年度242万件増）、収納月数は940万月（対前年度347万月増）となっており、特に、納付率が低調な若年者の利用率が高い（利用者の約1／4は20歳台前半）ことから、収納対策の一つとして成果を上げている。

また、インターネットバンキング等による電子納付については、前年度に比して倍増の14万件（対前年度7万件増）の利用件数があり、収納月数は33万月（対前年度19万月増）となり、着実な収納効果が図られている。

年末・年度末の取組強化

平成17年度においては、年度末における目標納付率の達成に向け、新たに年度途中（12月末及び3月末）における目標値を設定し取組の強化を推進した。

○ 12月末必達納付率の設定

- ・ 17年9月末納付率が対前年同期比でプラス0.6%の改善に止まっていた状況から、年度末の目標達成に向け、事務局・事務所が12月末時点において達成すべき目標値を策定・提示

○ 3月末における必達納付率の設定

- ・ 年度末（4月末）における目標納付率達成に向け、18年3月末時点において達成すべき必達納付率を策定・提示

⑤ 取組結果に係る総括

- 平成17年度においては、
 - ① 市町村から提供を受けた所得情報を活用し、効率的に免除等勧奨や強制徴収の推進が図られたこと
 - ② 週次・月次での進捗管理が事務局・事務所に定着してきたこと
 - ③ 各督励間の連携強化を図るために督励フローチャートの作成や、接触・面談率の向上を図るため職員の勤務時間の指定変更など、量のみならず質を重視した督励が徐々に浸透して来たこと
- 等から、目標納付率の達成には至らなかったものの、対前年度比3.5ポイントの改善と、ここ数年の改善幅を大きく上回る一定の結果を残した。
- 効果のあった取組例としては、
 - ① 社会保険料控除証明書の発行（11月）による納付意識の徹底、秋及び年度末の広報（10月、2月）の効果により、納付月数の向上が見られたこと
 - ② 強制徴収の拡大実施等の影響により、過年度の納付月数が向上したこと等があげられる。
- このような中、免除等に係る不適正事案の発生という事態が生じたことは、誠に遺憾であり、深甚なる反省の下、再発防止に徹底して取り組んでいくこととしているが、
 - ① 負担能力のある未納者には、強制徴収も含めた強力な納付督励を行う一方、
 - ② 将来の年金権確保のため、免除等基準に該当する未納者には免除等の申請勧奨を行う等の業務の基本方針は堅持すべきものであり、改めて現場職員の志気を高めつつ、なお一層の収納対策に強力に取り組んでいくこととしている。
- なお、平成17年国民年金被保険者実態調査によれば、国民年金制度の周知度は、平成14年調査と比較して大幅に上昇している（受給要件の周知度16.0ポイント増、保険料納付済期間と年金受取額の関係の周知度14.3ポイント増、未納保険料の納付期限の周知度19.1ポイント増）が、その理由としては、マスコミによる報道のほか、各社会保険事務局・事務所で行動計画を策定し実施してきたことによる効果も考えられる。

3 平成18年度の収納対策について

(1) 平成18年度の収納対策の主な内容

所得情報の確実かつ早期取得

収納対策を効率的・効果的に実施していくための前提。全未納者の情報をできる限り磁気媒体で提供いただけるよう徹底

未納者属性・地域性に応じた効率的・効果的な対策の推進

17年度の好取組事例も踏まえ、効率的・効果的な対策について全国展開を推進する。

- ・小規模事務所での白河事務所方式の実践
- ・都市部事務所での福岡事務局の取組の実践 など

強制徴収の拡大（18年度35万人以上）を踏まえた効果的な収納対策

最終催告状を計画どおり着実に発行するため、月別送付計画、月別納付督促の実施計画を策定

市場化テスト実施事務所の拡大（18年度35事務所）を踏まえた効果的な収納対策

市場化テスト実施事務所においては、民間事業者との連携を基にした、強制徴収及び免除等申請勧奨の具体的な督促・勧奨計画を策定

多段階納付（免除）制度の実施に伴うきめ細かな納付督促

多段階納付（免除）承認者については、必ず納付に結びつけることが納付率向上にとって重要であることから、免除承認通知に、納付の必要性と国民年金の優位性等を教示したチラシ及び納付書を同封して送付するとともに、速やかに戸別訪問による納付督促を実施する等、きめ細かな納付督促を実施

ねんきん月間の開催による集中的な収納対策の実施

11月を「ねんきん月間」として定め、社会保険料控除証明書の発行、休日の相談窓口開放や秋の集中広報と連携し、納付相談会等を実施するための催告状を発行

年金広報・年金教育の推進

「年金ネット番組」をホームページから配信
年度末の集中広報において口座振替勧奨を促進
中学・高校での年金教育のほか、大学での年金セミナーの全国展開を推進

(2) 平成18年度前半の納付状況等

① 納付率の状況

(平成18年7月末現在)

○現年度分(18年4月~6月分)の納付率は、62.0% (対前年同期比+2.5%)

	納付月数 (4月分~6月分)	納付対象月数 (4月分~6月分)	納付率
平成17年7月末	3,000万月	5,046万月	59.5%
平成18年7月末 (対前年同期)	2,946万月 (△1.8%)	4,750万月 (△5.9%)	62.0% (+2.5%)

② 行動計画の進捗状況

	①平成18年7月末目標件数	②平成18年7月末実施結果	進捗率(②÷①)
電話納付督促	184万件	130万件	70.5%
戸別訪問督促	445万件	428万件	96.0%
催告状	765万件	497万件	65.1%
集合徴収	279万件	232万件	83.3%
口座振替勧奨	169万件	116万件	68.8%

	①平成18年7月末目標件数	②平成18年7月末承認件数	進捗率(②÷①)
全額申請免除	29万件	21万件	70.6%
学生納付特例	110万件	106万件	96.2%
若年者納付猶予	10万件	6万件	61.7%

(3) 今後の新たな取組

①納付率を分析するための新たな仕組みの導入

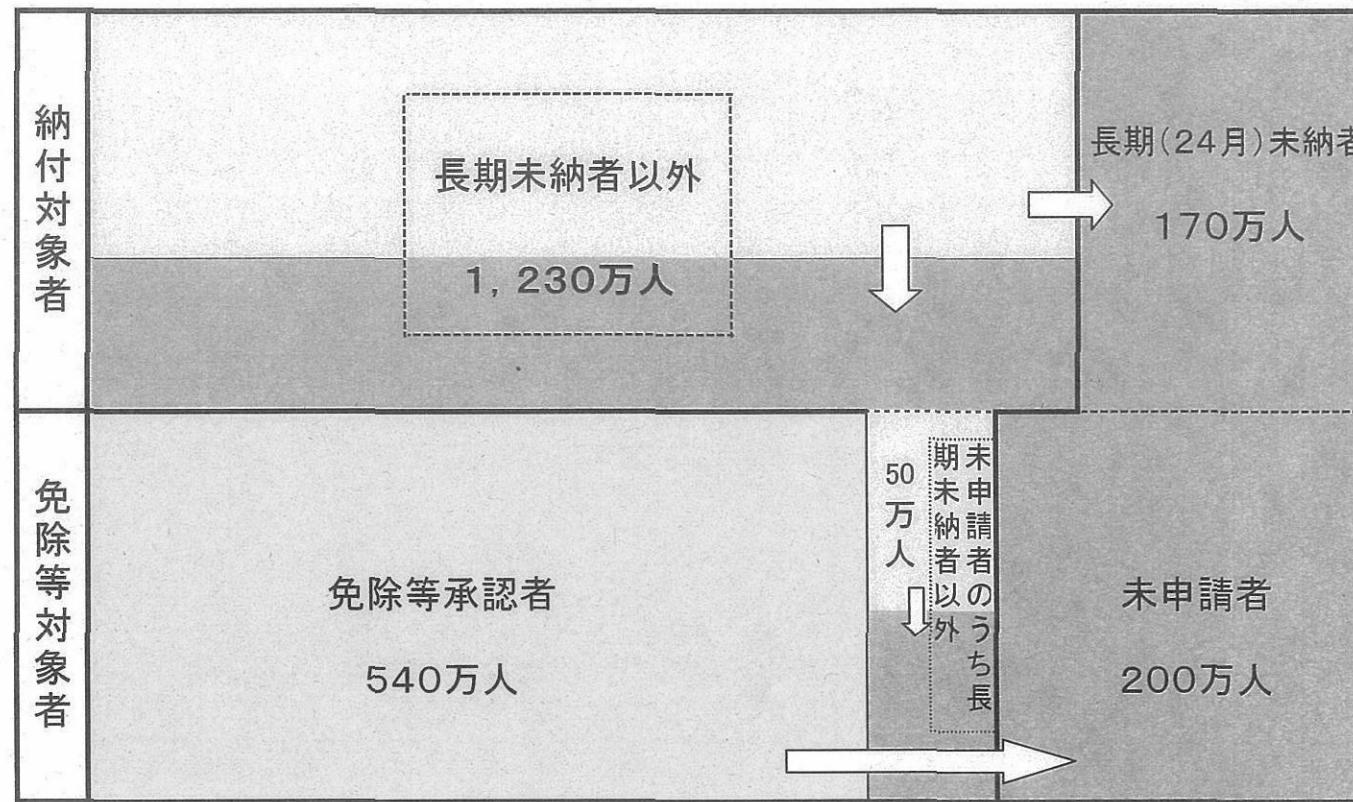
基本的考え方

- 今回の不適正免除問題は、現行の収納対策の目標が、収納実績(分子対策)と免除等実績(分母対策)を合わせた「納付率」という1つの数値のみで表されることとなっていたことが遠因の1つ。
- 国民年金保険料の収納対策の基本は、保険料が未納となっている者から確実に保険料を徴収すること。一方で、免除等基準に該当する未納者を免除等に結びつけることも、年金受給権確保のために重要。

- ★ 「納付率」が収納実績(分子)と免除等実績(分母)とで成り立っていることを踏まえ、それぞれの実績を評価できるような新たな仕組みを導入することとする。
- ★ これにより達成された納付率が、どのような対策の結果によるものかを分析・検証することも可能となる。

<今後の収納対策のイメージ>

平成17年度 第1号被保険者数 約2,190万人 納付率67.1%



※ 上記のようなイメージで収納対策を行うためには、未納者の属性を把握し、分類・管理していくことが前提。

②平成18年度における強化事務局の指定

平成18年度における収納対策強化社会保険事務局として、以下の12事務局を指定し、管下事務所の対策強化と本庁からの指導・支援を徹底する。

⇒ 北海道、青森、宮城、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、三重、大阪、沖縄

(参考) 指定事務局管内の事務所数（128事務所）

【選定の考え方】

1. 平成17年度における各都道府県の納付率（現年度分）が、それぞれの事務局の規模（平成17年度の納付対象月）を考慮した場合に全国の納付率に及ぼした影響度が大きい10事務局
(北海道、青森、宮城、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、三重)

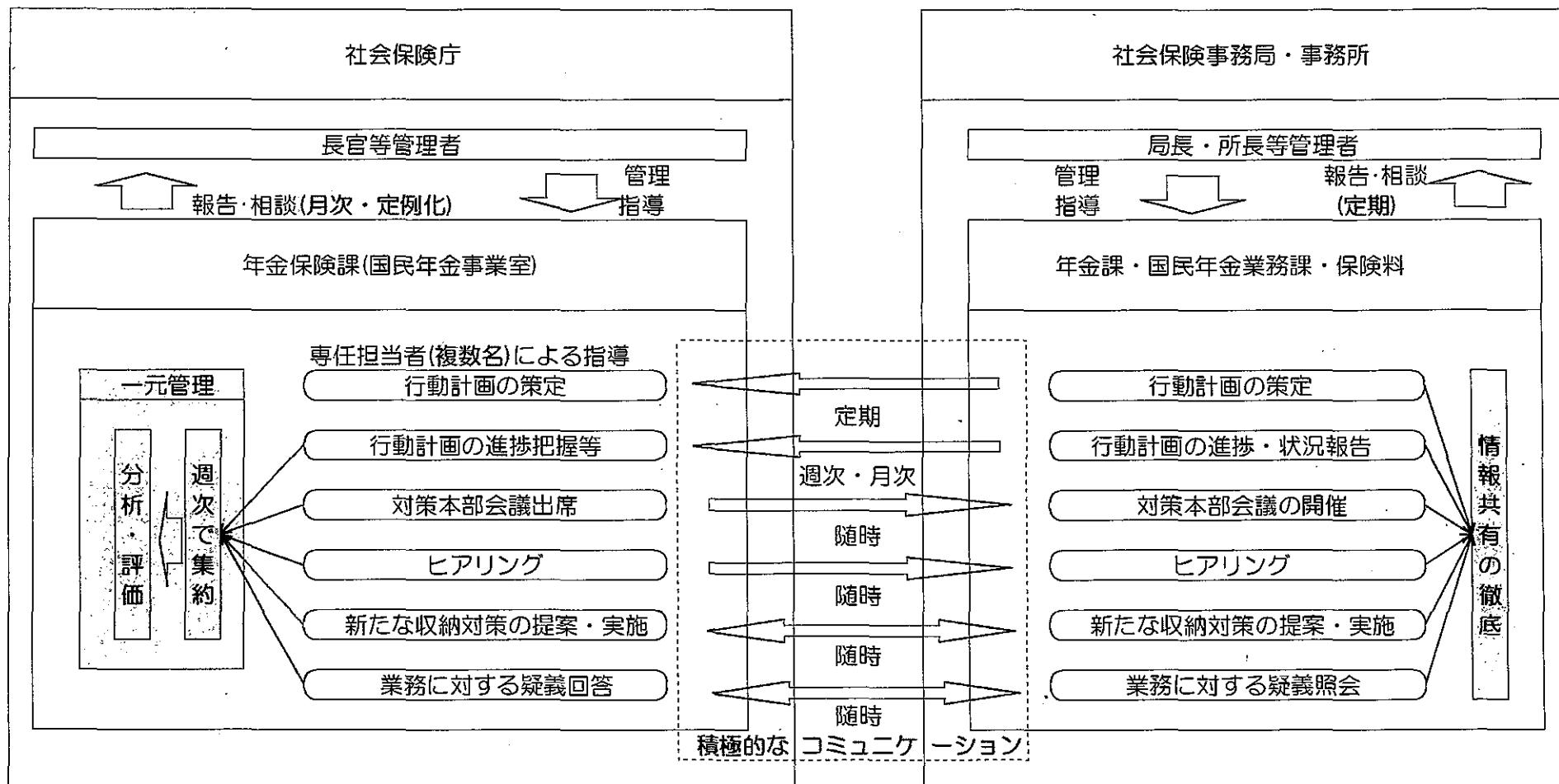
2. 不適正事案の処理件数が多く、かつ、事後処理の影響により、行動計画の進捗状況の遅れが顕著である4事務局
(静岡、三重、大阪、沖縄)

《本庁支援の内容》

- 指定事務局ごとに専任指導責任者を複数名設置し、責任体制の強化を図る。
- 本庁と指定事務局間の対策会議を毎月実施し、迅速かつきめ細かい進捗管理と指導体制を措置。
- 社会保険事務局における国民年金特別対策本部会議への出席並びに社会保険事務所への訪問による直接指導・助言等

③ 新たな事務局・事務所管理の枠組み

- 各事務局・事務所の業績や収納対策の実態、課題等について一元的に集約・管理するとともに、週次・月次レベルでの分析評価を行い、情報共有責任者による定期的な報告・情報提供による情報の共有化を図る。
- 各社会保険事務局単位に専任担当者を複数名設置し、徹底した指導監督を行う。
- 本庁、事務局及び事務所に、情報共有責任者を配置し、適切な情報共有の徹底を図る。



(4) 今回の不適正事案を踏まえた対応

今回の不適正事案の発生を踏まえ、以下の再発防止策に迅速に取り組んでいく。

1. 法令遵守意識の徹底
2. 業務の標準化・統一化の徹底
3. 事務処理のシステム的なチェック機能の整備
4. 監察部門の機能強化
5. ガバナンスを強化するための組織改革
6. 能力重視の広域人事等の断行

* 特に収納対策との関わりが深い再発防止策の概要

- ① 免除等申請書の様式について、複写式にするなど、申請者の立場に立ち、かつ、事務処理誤りが起きないような利用しやすいものに改正
- ② 免除等の勧奨に当たって、予め被保険者本人の氏名、生年月日、基礎年金番号等の定常項目を印字した申請書の活用（ターンアラウンド方式の導入）やインターネットの利用等、免除等の申請について簡便な手続方法を検討。
- ③ 免除等に係る入力処理等について、原則として社会保険事務局事務センターにおいて、OCR（光学式文字読取装置）による一括処理を実施